

## 報告第1号

### 専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 専決第2号

### 和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月23日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 賠償する相手方 新城市在住 60代男性
- 2 事件の概要 市は、令和2年8月26日、市道ハマイバ前線に係る道路未登記物件調査業務を委託したが、担当職員が本委託業務が完了していないことを知りながら完了したものと偽装した（以下「本件違法行為」という。）ことにより、当該業務は実際には完了していない状態となっていた。  
これを原因として、本件違法行為が無ければ遅くとも令和4年1月1日基準日までには実施したはずの所有権移転登記等の業務が未実施となり、相手方が所有する土地の令和4年1月1日基準日及び令和5年1月1日基準日に係る固定資産税について、本件違法行為が無ければ賦課したはずの額と異なった額を賦課し、徴収した。
- 3 損害賠償額 100円

## 報告第2号

### 専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 専決第3号

### 和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月23日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 賠償する相手方 豊川市在住 50代男性
- 2 事件の概要 市は、令和2年8月26日、市道ハマイバ前線に係る道路未登記物件調査業務を委託したが、担当職員が本委託業務が完了していないことを知りながら完了したものと偽装した（以下「本件違法行為」という。）ことにより、当該業務は実際には完了していない状態となっていた。  
これを原因として、本件違法行為が無ければ遅くとも令和4年1月1日基準日までには実施したはずの所有権移転登記等の業務が未実施となり、相手方が所有する土地の令和4年1月1日基準日及び令和5年1月1日基準日に係る固定資産税について、本件違法行為が無ければ賦課したはずの額と異なった額を賦課し、徴収した。
- 3 損害賠償額 200円

第1号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第8号

令和5年度新城市一般会計補正予算（第12号）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年12月27日専決

新城市長 下 江 洋 行

第2号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第1号

令和5年度新城市一般会計補正予算（第13号）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年1月19日専決

新城市長 下 江 洋 行

### 第3号議案

新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第73号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新城市公共施設管理基金の設置及び管理に関する条例

第1条中「庁舎等建設の」を「新城市公共施設等総合管理計画及び新城市公共施設個別施設計画に基づく公共施設の整備、更新、改修、除却等の財源に充てる」に、「新城市庁舎等建設基金」を「新城市公共施設管理基金」に改める。

第6条中「庁舎等建設のための経費」を「第1条の財源」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公共施設の整備、更新、改修、除却等に要する財源に充てるため必要があるからである。

## 第4号議案

新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定

新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 市長の給料月額は、令和6年4月1日から同月30日までの間において、新城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号。以下「条例」という。）第3条及び新城市市長の給与の特例に関する条例（令和3年新城市条例第24号）第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(副市長の給料の特例)

第2条 副市長の給料月額は、令和6年4月1日から同月30日までの間において、条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。

理 由

この案を提出するのは、職員の不祥事に対する責任を明確にするため、市長及び副市長の給料を減額する必要があるからである。

## 第5号議案

新城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

新城市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 新城市職員の育児休業等に関する条例(平成17年新城市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

(新城市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 新城市職員の給与に関する条例(平成17年新城市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第15条の3 住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第10条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第26条第1項第1号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第2号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

（新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第8条の2 給与条例第15条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を整備するため必要があるからである。

## 第6号議案

新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正

新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年新城市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国立大学法人法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第7号議案

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新城市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第8号議案

### 新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市手数料条例の一部を改正する条例

新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第8中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に、「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号のロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に、「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別表第14中「10, 500円」を「11, 000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準額に関する政令の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必要があるからである。

## 第9号議案

新城市国際交流基金の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市国際交流基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市国際交流基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市国際交流基金の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第74号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新城市多文化共生基金の設置及び管理に関する条例

第1条中「国際交流の推進を図る」を「多文化共生及び国際交流の推進に要する経費の財源に充てる」に、「新城市国際交流基金」を「新城市多文化共生基金」に改める。

第4条中「、国際交流の推進を図るための経費に充てるものとし、余剰金のある場合は」を削る。

第6条中「国際交流の推進を図るための経費」を「第1条の財源」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、多文化共生及び国際交流の推進に要する財源に充てるため必要があるからである。

## 第10号議案

新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正

新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新城市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第111号）の規定による医療費の支給を受けることができるもの又は新城市障害者医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第127号）の規定による医療費の支給を受けることができるもの（同条例第2条第5号に該当する者（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級及び2級に限る。）の交付を受けたものを除く。）又は第6号に該当する者を除く。）

第5条第1項中「（高校生等の保護者である受給資格者（第3条第3項の規定により当該高校生等を受給資格者とする場合にあっては、当該高校生等。第7条第2項において同じ。）を除く。）」を削る。

第6条第1項中「（高校生等にあっては、入院に係るものに限る。）」を削る。

第7条第1項中「（高校生等を除く。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。  
(新城市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 2 新城市障害者医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第127号)の一部を次のように改正する。  
第4条第5号及び第6号を次のように改める。
  - (5) 新城市子ども医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第110号)の規定による医療費の支給を受けることができる者であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
    - イ 第2条第5号に該当する者(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級及び2級に限る。)の交付を受けたものを除く。)又は第6号に該当する者
  - (6) 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第111号)の規定による医療費の支給を受けることができる者であって、第2条第5号又は第6号に該当するもの  
第5条第1項中「(昭和25年政令第155号)」を削る。  
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の新城市子ども医療費の支給に関する条例(以下「新条例」という。)及び新城市障害者医療費の支給に関する条例の規定は、これらの条例の施行の日以後の高校生等(本市の区域内に住所を有する者であって、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)の通院に係る医療費の支給について適用する。  
(準備行為)
- 4 新条例の規定により新たに子ども医療費受給者証の交付を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても申請をすることができる。

理 由

この案を提出するのは、高校生等の通院に係る医療費を支給するため必要があるからである。

## 第11号議案

### 新城市国民健康保険税条例の一部改正

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の6.3」に改める。

第7条中「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第11条中「100分の1.7」を「100分の1.8」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、新城市国民健康保険税の課税額を改定するため必要があるからである。

## 第12号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

### 第13号議案

新城市病院事業の設置等に関する条例及び新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新城市病院事業の設置等に関する条例及び新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市病院事業の設置等に関する条例及び新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）第5条
- (2) 新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第218号）第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第14号議案

新城市水道事業給水条例及び新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正  
新城市水道事業給水条例及び新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市水道事業給水条例及び新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

(新城市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第5条、第31条第2項ただし書及び第37条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第2条 新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年新城市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、水道法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第15号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第14号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第16号議案

令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第17号議案

令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第18号議案

令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第19号議案

令和5年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第20号議案

令和6年度新城市一般会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第21号議案

令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第22号議案

令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第23号議案

令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第24号議案

令和6年度新城市宅地造成事業特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第25号議案

令和6年度新城市千郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第26号議案

令和6年度新城市東郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第27号議案

令和6年度新城市吉川組財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第28号議案

令和6年度新城市小畑財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第29号議案

令和6年度新城市中宇利財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第30号議案

令和6年度新城市富岡財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第31号議案

令和6年度新城市黒田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第32号議案

令和6年度新城市庭野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第33号議案

令和6年度新城市一畷田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第34号議案

令和6年度新城市八名井財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第35号議案

令和6年度新城市大野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第36号議案

令和6年度新城市川合池場財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第37号議案

令和6年度新城市海老財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第38号議案

令和6年度新城市山吉田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第39号議案

令和6年度新城市作手財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第40号議案

令和6年度新城市病院事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第41号議案

令和6年度新城市水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第42号議案

令和6年度新城市工業用水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

第43号議案

令和6年度新城市下水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

#### 第44号議案

##### 工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 旧鳳来総合支所等解体工事                                |
| 2 | 工 事 場 所 | 新城市長篠字下り箆1番2外                               |
| 3 | 工 事 概 要 | 取壊工事 一式<br>アスベスト除去工事 一式<br>敷地整備工事 一式        |
| 4 | 契 約 金 額 | 203,500,000円                                |
| 5 | 契 約 方 法 | 一般競争入札                                      |
| 6 | 契約の相手方  | 新城市城北一丁目1番地5<br>松井建拓株式会社<br>代表取締役社長 加 藤 栄 志 |

##### 理 由

この案を提出するのは、旧鳳来総合支所等解体工事施工のため必要があるからである。

## 第45号議案

### 財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 学校給食調理用                                  |
| 2 品名及び数量 | まな板始め115種類2,229点                         |
| 3 取得金額   | 16,610,000円                              |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札                                   |
| 5 契約の相手方 | 豊橋市飯村町字浜道上4-5<br>兼八産業株式会社<br>代表取締役 原 延 明 |

### 理 由

この案を提出するのは、共同調理場における調理業務に必要な用具を取得するため必要があるからである。

第46号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	夏 目 みゆき	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。

第47号議案

新城市監査委員の選任

次の者を新城市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	夏 目 道 弘	

理 由

この案を提出するのは、識見を有する者のうちから選任された監査委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるため必要があるからである。

第48号議案

新城市黒田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市黒田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	中 野 岩 夫	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第49号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	鈴木 幹 則	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財  
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第50号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	加 藤 博 才	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財  
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第51号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	松 下 正 則	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財  
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第52号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	長 坂 友 理	

理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財  
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第53号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	林 七 郎	

理 由

この案を提出するのは、令和6年5月13日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第54号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求め  
る。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	富 部 俊 二	

理 由

この案を提出するのは、令和6年5月13日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第55号議案

新城市過疎地域持続的発展計画の変更

新城市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

変更箇所 (変更後計画の 頁、行等)	変更後	変更前																																																																																																																								
25 頁	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <p>本市の主要な観光地は天竜奥三河国定公園区域内にあり、鳳来寺山をはじめ、湯谷温泉、阿寺の七滝、「長篠・設楽原の戦い」で全国に知られる長篠城跡等、自然と文化の観光資源に恵まれた地域である。また、学童農園山びこの丘、愛知県民の森、東海自然歩道などの観光レクリエーション施設、さらには温泉施設である鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな等に観光客が訪れている。三遠南信自動車道鳳来峡 IC 及び新東名高速道路新城 IC の開設により、観光入込客数は一時的に増加したが、近年の景気低迷や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響もあり、観光産業は低迷している。</p>	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <p>本市の主要な観光地は天竜奥三河国定公園区域内にあり、鳳来寺山をはじめ、湯谷温泉、阿寺の七滝、「長篠・設楽原の戦い」で全国に知られる長篠城跡等、自然と文化の観光資源に恵まれた地域である。また、学童農園山びこの丘、愛知県民の森、東海自然歩道などの観光レクリエーション施設、さらには鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな、うめの湯などの温泉施設に（変更）観光客が訪れている。三遠南信自動車道鳳来峡 IC 及び新東名高速道路新城 IC の開設により、観光入込客数は一時的に増加したが、近年の景気低迷や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響もあり、観光産業は低迷している。</p>																																																																																																																								
32 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="442 772 617 1906">2 産業の振興</td> <td data-bbox="617 772 825 1906">(9)観光又はレクリエーション</td> <td data-bbox="825 772 1302 835">観光案内看板整備工事</td> <td data-bbox="1302 772 1427 835">新城市</td> <td data-bbox="1427 772 1578 835">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 856 1302 951">観光地駐車場整備工事</td> <td data-bbox="1302 856 1427 951">新城市</td> <td data-bbox="1427 856 1578 951">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 951 1302 1045">鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事</td> <td data-bbox="1302 951 1427 1045">新城市</td> <td data-bbox="1427 951 1578 1045">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1045 1302 1140">湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事</td> <td data-bbox="1302 1045 1427 1140">新城市</td> <td data-bbox="1427 1045 1578 1140">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1140 1302 1234">湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな基本構想策定</td> <td data-bbox="1302 1140 1427 1234">新城市</td> <td data-bbox="1427 1140 1578 1234">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1234 1302 1360">湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな民間活力導入可能性調査及びエリアマネジメント可能性調査</td> <td data-bbox="1302 1234 1427 1360">新城市</td> <td data-bbox="1427 1234 1578 1360">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1360 1302 1455">湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事</td> <td data-bbox="1302 1360 1427 1455">新城市</td> <td data-bbox="1427 1360 1578 1455">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1455 1302 1549">乳岩周遊施設改修工事</td> <td data-bbox="1302 1455 1427 1549">新城市</td> <td data-bbox="1427 1455 1578 1549">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1549 1302 1644">涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事</td> <td data-bbox="1302 1549 1427 1644">新城市</td> <td data-bbox="1427 1549 1578 1644">作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1644 1302 1738">巴湖水景施設 撤去（改修）工事</td> <td data-bbox="1302 1644 1427 1738">新城市</td> <td data-bbox="1427 1644 1578 1738">作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1738 1302 1822">観光施設等整備事業 観光案内看板整備</td> <td data-bbox="1302 1738 1427 1822">新城市</td> <td data-bbox="1427 1738 1578 1822">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="825 1822 1302 1906">老朽公衆便所撤去解体工事</td> <td data-bbox="1302 1822 1427 1906">新城市</td> <td data-bbox="1427 1822 1578 1906">鳳来地区 作手地区</td> </tr> </table>	2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光案内看板整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区			観光地駐車場整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区			鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事	新城市	鳳来地区			湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事	新城市	鳳来地区			湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな基本構想策定	新城市	鳳来地区			湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな民間活力導入可能性調査及びエリアマネジメント可能性調査	新城市	鳳来地区			湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事	新城市	鳳来地区			乳岩周遊施設改修工事	新城市	鳳来地区			涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事	新城市	作手地区			巴湖水景施設 撤去（改修）工事	新城市	作手地区			観光施設等整備事業 観光案内看板整備	新城市	鳳来地区 作手地区			老朽公衆便所撤去解体工事	新城市	鳳来地区 作手地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 772 1780 1906">2 産業の振興</td> <td data-bbox="1780 772 1988 1906">(9)観光又はレクリエーション</td> <td data-bbox="1988 772 2436 835">観光案内看板整備工事</td> <td data-bbox="2436 772 2591 835">新城市</td> <td data-bbox="2591 772 2742 835">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 856 2436 951">観光地駐車場整備工事</td> <td data-bbox="2436 856 2591 951">新城市</td> <td data-bbox="2591 856 2742 951">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 951 2436 1045">鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事</td> <td data-bbox="2436 951 2591 1045">新城市</td> <td data-bbox="2591 951 2742 1045">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1045 2436 1140">湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事</td> <td data-bbox="2436 1045 2591 1140">新城市</td> <td data-bbox="2591 1045 2742 1140">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1140 2436 1182">（追加）</td> <td data-bbox="2436 1140 2591 1182">（追加）</td> <td data-bbox="2591 1140 2742 1182">（追加）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1182 2436 1224">（追加）</td> <td data-bbox="2436 1182 2591 1224">（追加）</td> <td data-bbox="2591 1182 2742 1224">（追加）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1224 2436 1318">湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事</td> <td data-bbox="2436 1224 2591 1318">新城市</td> <td data-bbox="2591 1224 2742 1318">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1318 2436 1413">乳岩周遊施設 改修工事</td> <td data-bbox="2436 1318 2591 1413">新城市</td> <td data-bbox="2591 1318 2742 1413">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1413 2436 1507">涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事</td> <td data-bbox="2436 1413 2591 1507">新城市</td> <td data-bbox="2591 1413 2742 1507">作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1507 2436 1602">巴湖水景施設 改修（変更）工事</td> <td data-bbox="2436 1507 2591 1602">新城市</td> <td data-bbox="2591 1507 2742 1602">作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1602 2436 1696">観光施設等整備事業 観光案内看板整備</td> <td data-bbox="2436 1602 2591 1696">新城市</td> <td data-bbox="2591 1602 2742 1696">鳳来地区 作手地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1988 1696 2436 1738">（追加）</td> <td data-bbox="2436 1696 2591 1738">（追加）</td> <td data-bbox="2591 1696 2742 1738">（追加）</td> </tr> </table>	2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光案内看板整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区			観光地駐車場整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区			鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事	新城市	鳳来地区			湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事	新城市	鳳来地区			（追加）	（追加）	（追加）			（追加）	（追加）	（追加）			湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事	新城市	鳳来地区			乳岩周遊施設 改修工事	新城市	鳳来地区			涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事	新城市	作手地区			巴湖水景施設 改修（変更）工事	新城市	作手地区			観光施設等整備事業 観光案内看板整備	新城市	鳳来地区 作手地区			（追加）	（追加）	（追加）
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光案内看板整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		観光地駐車場整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな基本構想策定	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		湯谷温泉街及び鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな民間活力導入可能性調査及びエリアマネジメント可能性調査	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		乳岩周遊施設改修工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事	新城市	作手地区																																																																																																																						
		巴湖水景施設 撤去（改修）工事	新城市	作手地区																																																																																																																						
		観光施設等整備事業 観光案内看板整備	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		老朽公衆便所撤去解体工事	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光案内看板整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		観光地駐車場整備工事	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		鳳来寺山表参道 木戸駐車場舗装工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		湯谷温泉加温配湯施設 配湯管改修工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		（追加）	（追加）	（追加）																																																																																																																						
		（追加）	（追加）	（追加）																																																																																																																						
		湯谷園地遊歩道及び園内立木整備工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		乳岩周遊施設 改修工事	新城市	鳳来地区																																																																																																																						
		涼風の里公衆トイレ 屋根葺き替え工事	新城市	作手地区																																																																																																																						
		巴湖水景施設 改修（変更）工事	新城市	作手地区																																																																																																																						
		観光施設等整備事業 観光案内看板整備	新城市	鳳来地区 作手地区																																																																																																																						
		（追加）	（追加）	（追加）																																																																																																																						

44 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 191 617 363">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="626 191 795 363">(6)自動車等自動車</td> <td data-bbox="804 191 1317 363">市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 市営バス海老デマンドバス 車両 普通乗用車 1 台</td> <td data-bbox="1326 191 1448 363">新城市</td> <td data-bbox="1457 191 1576 363">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1326 285 1448 363">新城市</td> <td data-bbox="1457 285 1576 363">鳳来地区</td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等自動車	市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 市営バス海老デマンドバス 車両 普通乗用車 1 台	新城市	鳳来地区				新城市	鳳来地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 191 1771 363">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="1780 191 1949 363">(6)自動車等自動車</td> <td data-bbox="1958 191 2472 363">市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 <u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2481 191 2602 363">新城市</td> <td data-bbox="2611 191 2730 363">鳳来地区 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="2481 285 2602 363"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2611 285 2730 363"><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等自動車	市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 <u>(追加)</u>	新城市	鳳来地区 <u>(追加)</u>				<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等自動車	市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 市営バス海老デマンドバス 車両 普通乗用車 1 台	新城市	鳳来地区																		
			新城市	鳳来地区																		
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等自動車	市営バス布里田峯・湯谷温泉もつくる新城線 車両 29 人乗り 1 台 <u>(追加)</u>	新城市	鳳来地区 <u>(追加)</u>																		
			<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
44 頁～45 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 424 617 697">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="626 424 795 697">(9) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="804 424 1317 697">市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停、<u>新井前バス停</u>）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。</td> <td data-bbox="1326 424 1448 697">新城市</td> <td data-bbox="1457 424 1576 697">作手地区</td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停、 <u>新井前バス停</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	作手地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 424 1771 697">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="1780 424 1949 697">(9) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="1958 424 2472 697">市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停<u>(追加)</u>）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。</td> <td data-bbox="2481 424 2602 697">新城市</td> <td data-bbox="2611 424 2730 697">作手地区</td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停 <u>(追加)</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	作手地区										
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停、 <u>新井前バス停</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	作手地区																		
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停 <u>(追加)</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	作手地区																		
47 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 798 617 1415">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="626 798 795 1415">(9) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="804 798 1317 1415">市営バス海老地区デマンドバス 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（海老地区、四谷地区、<u>連合地区</u>）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。四谷千枚田新城線の代替路線として実施。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。</td> <td data-bbox="1326 798 1448 1415">新城市</td> <td data-bbox="1457 798 1576 1415">鳳来地区</td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バス海老地区デマンドバス 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（海老地区、四谷地区、 <u>連合地区</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。四谷千枚田新城線の代替路線として実施。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。	新城市	鳳来地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 798 1771 970">5 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td data-bbox="1780 798 1949 970">(9) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="1958 798 2472 970"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2481 798 2602 970"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2611 798 2730 970"><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>										
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バス海老地区デマンドバス 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（海老地区、四谷地区、 <u>連合地区</u> ）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。四谷千枚田新城線の代替路線として実施。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。	新城市	鳳来地区																		
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		

54 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 191 587 640">6 生活環境の整備</td> <td data-bbox="587 191 750 640">(7) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="750 191 1299 640"> <u>地域集会施設整備支援事業</u>  <u>「事業内容」</u>  <u>地域集会施設の整備や修繕に要する経費に補助する。</u>  <u>「事業の必要性」</u>  <u>地域活動の持続のため、地域負担の軽減を図る。</u>  <u>「事業効果」</u>  <u>地域負担の軽減及び活動拠点が整備されることによる地域の活性化。</u> </td> <td data-bbox="1299 191 1421 640">新城市</td> <td data-bbox="1421 191 1578 640">鳳来地区 作手地区</td> </tr> </table>	6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>地域集会施設整備支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>地域集会施設の整備や修繕に要する経費に補助する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>地域活動の持続のため、地域負担の軽減を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域負担の軽減及び活動拠点が整備されることによる地域の活性化。</u>	新城市	鳳来地区 作手地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 191 1745 323">6 生活環境の整備</td> <td data-bbox="1745 191 1908 323">(7) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td data-bbox="1908 191 2436 323"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2436 191 2591 323"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2591 191 2742 323"><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																										
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>地域集会施設整備支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>地域集会施設の整備や修繕に要する経費に補助する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>地域活動の持続のため、地域負担の軽減を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域負担の軽減及び活動拠点が整備されることによる地域の活性化。</u>	新城市	鳳来地区 作手地区																																																		
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																		
68 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 737 617 1186">9 教育の振興</td> <td data-bbox="617 737 750 1186">その他</td> <td data-bbox="750 737 1299 1186"> <u>共育活動支援事業</u>  <u>「事業内容」</u>  <u>共育ボランティア制度に登録されたボランティアを地域活動団体へ派遣する。</u>  <u>「事業の必要性」</u>  <u>共育活動の継続支援及び児童と地域との交流を図る。</u>  <u>「事業効果」</u>  <u>地域で子どもを育てる意識の向上及び児童の愛郷心が育まれる。</u> </td> <td data-bbox="1299 737 1421 1186">新城市</td> <td data-bbox="1421 737 1578 1186">将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</td> </tr> </table>	9 教育の振興	その他	<u>共育活動支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>共育ボランティア制度に登録されたボランティアを地域活動団体へ派遣する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>共育活動の継続支援及び児童と地域との交流を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域で子どもを育てる意識の向上及び児童の愛郷心が育まれる。</u>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 737 1774 783">9 教育の振興</td> <td data-bbox="1774 737 1938 783">その他</td> <td data-bbox="1938 737 2436 783"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2436 737 2591 783"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2591 737 2742 783"><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	9 教育の振興	その他	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																										
9 教育の振興	その他	<u>共育活動支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>共育ボランティア制度に登録されたボランティアを地域活動団体へ派遣する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>共育活動の継続支援及び児童と地域との交流を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域で子どもを育てる意識の向上及び児童の愛郷心が育まれる。</u>	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。																																																		
9 教育の振興	その他	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																		
73 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 1304 617 1623" rowspan="7">11 地域文化の振興等</td> <td data-bbox="617 1304 786 1623" rowspan="7">(3)その他</td> <td data-bbox="786 1304 1299 1350">亀山城址整備事業</td> <td data-bbox="1299 1304 1421 1350">新城市</td> <td data-bbox="1421 1304 1578 1350">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1350 1299 1396">長篠城魅力向上事業</td> <td data-bbox="1299 1350 1421 1396">新城市</td> <td data-bbox="1421 1350 1578 1396">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1396 1299 1442">長篠城址史跡等保存整備事業</td> <td data-bbox="1299 1396 1421 1442">新城市</td> <td data-bbox="1421 1396 1578 1442">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1442 1299 1488">長ノ山湿原散策道・展望台整備事業</td> <td data-bbox="1299 1442 1421 1488">新城市</td> <td data-bbox="1421 1442 1578 1488">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1488 1299 1535">鳳来寺仁王門防災工事補助事業</td> <td data-bbox="1299 1488 1421 1535">新城市</td> <td data-bbox="1421 1488 1578 1535">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1535 1299 1581">鳳来山東照宮屋根葺替工事等補助事業</td> <td data-bbox="1299 1535 1421 1581">新城市</td> <td data-bbox="1421 1535 1578 1581">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1581 1299 1623">古宮城跡史跡保存整備事業</td> <td data-bbox="1299 1581 1421 1623">新城市</td> <td data-bbox="1421 1581 1578 1623">作手地区</td> </tr> </table>	11 地域文化の振興等	(3)その他	亀山城址整備事業	新城市	作手地区	長篠城魅力向上事業	新城市	鳳来地区	長篠城址史跡等保存整備事業	新城市	鳳来地区	長ノ山湿原散策道・展望台整備事業	新城市	作手地区	鳳来寺仁王門防災工事補助事業	新城市	鳳来地区	鳳来山東照宮屋根葺替工事等補助事業	新城市	鳳来地区	古宮城跡史跡保存整備事業	新城市	作手地区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 1304 1780 1715" rowspan="9">11 地域文化の振興等</td> <td data-bbox="1780 1304 1955 1715" rowspan="9">(3)その他</td> <td data-bbox="1955 1304 2436 1350">亀山城址整備事業</td> <td data-bbox="2436 1304 2591 1350">新城市</td> <td data-bbox="2591 1304 2742 1350">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1350 2436 1396">長篠城魅力向上事業</td> <td data-bbox="2436 1350 2591 1396">新城市</td> <td data-bbox="2591 1350 2742 1396">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1396 2436 1442">長篠城址史跡等保存整備事業</td> <td data-bbox="2436 1396 2591 1442">新城市</td> <td data-bbox="2591 1396 2742 1442">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1442 2436 1488">長ノ山湿原散策道・展望台整備事業</td> <td data-bbox="2436 1442 2591 1488">新城市</td> <td data-bbox="2591 1442 2742 1488">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1488 2436 1535">鳳来寺仁王門防災工事補助事業</td> <td data-bbox="2436 1488 2591 1535">新城市</td> <td data-bbox="2591 1488 2742 1535">鳳来地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1535 2436 1581">古宮城跡環境整備事業 (削除)</td> <td data-bbox="2436 1535 2591 1581">新城市</td> <td data-bbox="2591 1535 2742 1581">作手地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1581 2436 1623"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="2436 1581 2591 1623"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="2591 1581 2742 1623"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1623 2436 1669"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2436 1623 2591 1669"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2591 1623 2742 1669"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1955 1669 2436 1715"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2436 1669 2591 1715"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="2591 1669 2742 1715"><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	11 地域文化の振興等	(3)その他	亀山城址整備事業	新城市	作手地区	長篠城魅力向上事業	新城市	鳳来地区	長篠城址史跡等保存整備事業	新城市	鳳来地区	長ノ山湿原散策道・展望台整備事業	新城市	作手地区	鳳来寺仁王門防災工事補助事業	新城市	鳳来地区	古宮城跡環境整備事業 (削除)	新城市	作手地区	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
11 地域文化の振興等	(3)その他			亀山城址整備事業	新城市	作手地区																																																
				長篠城魅力向上事業	新城市	鳳来地区																																																
				長篠城址史跡等保存整備事業	新城市	鳳来地区																																																
				長ノ山湿原散策道・展望台整備事業	新城市	作手地区																																																
				鳳来寺仁王門防災工事補助事業	新城市	鳳来地区																																																
				鳳来山東照宮屋根葺替工事等補助事業	新城市	鳳来地区																																																
		古宮城跡史跡保存整備事業	新城市	作手地区																																																		
11 地域文化の振興等	(3)その他	亀山城址整備事業	新城市	作手地区																																																		
		長篠城魅力向上事業	新城市	鳳来地区																																																		
		長篠城址史跡等保存整備事業	新城市	鳳来地区																																																		
		長ノ山湿原散策道・展望台整備事業	新城市	作手地区																																																		
		鳳来寺仁王門防災工事補助事業	新城市	鳳来地区																																																		
		古宮城跡環境整備事業 (削除)	新城市	作手地区																																																		
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																		
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																		

78 頁	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停、新井前バス停）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	市営バスつくであしがる線 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（作手地区、田峯バス停、塩瀬バス停（追加））の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。	新城市	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である
81 頁	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	市営バス海老地区デマンドバス 「事業内容」 利用者の予約に基づき、運行区域内（海老地区、四谷地区、連合地区）の希望する区間を運行するデマンドバスの運行。四谷千枚田新城線の代替路線として実施。 「事業の必要性」 中学生や高校生の通学、高齢者の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院、通学などといった地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。	新城市	鳳来地区	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	(追加)	(追加)	(追加)
82 頁	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域デマンド交通運行事業費補助金 「事業内容」 地域住民が主体となって行う自家用有償旅客運送の運行に必要な経費に対する補助 「事業の必要性」 地域住民の買い物や通院など生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。 「事業効果」 買い物や通院を始めとする地域内での移動手段の確保、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図る。	新城市	鳳来地区	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	(追加)	(追加)	(追加)

83 頁	6 生活環境 の整備	(7)過疎地 域持続的発 展特別事業	<u>地域集会施設整備支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>地域集会施設の整備や修繕に要する経費に補助する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>地域活動の持続のため、地域負担の軽減を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域負担の軽減及び活動拠点が整備されることによる地域の活性化。</u>	新城市	鳳来地区 作手地区	6 生活環境 の整備	(7)過疎地 域持続的発 展特別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
87 頁	9 教育の 振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	<u>共育活動支援事業</u> <u>「事業内容」</u> <u>共育ボランティア制度に登録されたボラン ティアを地域活動団体へ派遣する。</u> <u>「事業の必要性」</u> <u>共育活動の継続支援及び児童と地域との交 流を図る。</u> <u>「事業効果」</u> <u>地域で子どもを育てる意識の向上及び児童 の愛郷心が育まれる。</u>	新城市	将来にわた り過疎地域 の持続的発 展に資する 事業であ る。	9 教育の 振興	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

## 第56号議案

### 市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下 江 洋 行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	金神場6号線	新城市有海字金神場78番地先	
		新城市有海字金神場56番地先	
2	萱刈4号線	新城市有海字萱刈103番地先	
		新城市有海字萱刈96番地先	

### 理 由

この案を提出するのは、一般県道富岡大海線道路改築工事に伴う路線の見直しにより、市道を廃止するため必要があるからである。

第57号議案

市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

新城市長 下江洋行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	新平5号線	新城市川田字新平2番4地先	
		新城市川田字新平2番7地先	
2	新平6号線	新城市川田字新平15番40地先	
		新城市川田字新平15番98地先	
3	新平7号線	新城市川田字新平15番97地先	
		新城市川田字新平15番94地先	
4	新平8号線	新城市川田字新平15番154地先	
		新城市川田字新平15番73地先	
5	山田平10号線	新城市川田字山田平15番2地先	
		新城市川田字山田平15番1地先	
6	萱刈島線	新城市有海字萱刈15番地先	
		新城市有海字島15番5地先	
7	有海前田1号線	新城市有海字前田55番1地先	
		新城市有海字前田52番地先	
8	金神場前田3号線	新城市有海字金神場13番2地先	
		新城市有海字前田59番1地先	
9	萱刈市道線	新城市有海字萱刈1番1地先	
		新城市有海字市道2番5地先	

## 理 由

この案を提出するのは、川田地区地籍調査事業による地籍の確定及び一般県道富岡大海線道路改築工事に伴う路線の再編により、市道に認定するため必要があるからである。